

農家の皆さんへ

農業経営への影響を緩和するため
肥料価格値上げ分の7割を支援します



©群馬県ぐんまちゃん



◀◀ 今回は、令和4年6月～10月に
注文した秋肥分が対象です！
(来年の春肥分はあとで)

対象者

化学肥料の使用量を減らす取り組みを2つ以上行う農家

申請期間

令和4年10月11日(火)～31日(月)

申請方法

肥料を買った農協や肥料店などにお問い合わせください

<申請までに①～③を準備してください>

- ① 注文票(令和4年6月～10月に注文したことを証明でき、肥料名、数量、注文金額が記載されているもの)
- ② 領収書(まだもらっていない場合は請求書でOK。肥料名、数量、購入金額が記載されているもの)
- ③ 化学肥料の使用量を減らす取り組みを15のメニューの中から選ぶ(メニューの内容は化学肥料低減計画書を見てね)

■ 最新情報・詳細は群馬県ホームページでご確認ください ■



←QRコードの読み取り方

- ① まず、スマホのカメラを立ち上げる
- ② スマホの画面にQRコードを映す
- ③ 画面に表示された文字をポンと指先で軽くたたく
- ④ 県ホームページが見られる

※QRコード(R)は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です

お問い合わせ先

群馬県技術支援課(県協議会事務局)
TEL: 027-226-3036 E-mail: shienka@pref.gunma.lg.jp

嬭恋村役場 農林振興課 TEL:0279-96-1256